

# 正戦論（1）

—— その歴史的経緯 ——

## Overview

- 正戦論の起源
- 正戦論の歴史の変遷
- 正戦のための条件

## 正戦論の起源

## 正戦論の父アウグスティヌス（354-430）

- (a) 自己目的のために戦ってはならない。
- (b) 他者を助けるためには戦う義務がある。

「もしも、主イエス・キリスト自ら『悪にてむかうな』といわれたのだから、神が戦争を命ぜられるわけではないと考える人々があるならば、わたしはいおう、ここに要求されているのは行動ではなく、心の問題である」（『マニ教徒ファウストゥス論駁』）。

## 絶対平和主義から正戦論へ

- コンスタンティヌス体制以降、国家と教会の関係が変化していく中、絶対平和主義から正戦論へと移行していった。アウグスティヌスが、その神学的な根拠を与えた。
- アウグスティヌスの理解は、トマス・アクイナスやルターにも引き継がれていく。
- トマス・アクイナス（『神学大全』35巻）：（a）戦争行使の命令を下す主権の権威、（b）正当な理由、（c）動機の正しさ

## 正戦論の歴史の変遷

## 正戦から聖戦へ

- 一元的な教会の権威が存在していた時代においては、正戦論は不当な戦争を排除する論理として機能した。
- しかし、キリスト教圏外における異教徒との戦い（十字軍）においては、正戦論は戦争の抑止力とはならなかっただけでなく、「聖戦」へと移行していった。また、キリスト教内部における「宗教戦争」（三十年戦争）においても、戦争の抑止力とはならなかった。

## 無差別戦争論へ

- オランダの法学者H. グロチウス（Hugo Grotius, 1583-1645）が教会権威に依存せずに、異民族間にも通用する人類共通の法としての国際法を構想したのは、まさに三十年戦争（1618-48）の渦中においてであった。
- 三十年戦争の講和条約として締結されたウエストファリア条約においては、国家主権の独立性が認められた。そこには戦争を起こす外交決定権も含まれていた。これ以降、主権国家を超える上位の権威は認められず、一元的権威を前提とする正戦論を適用することは困難になり、戦争の合法性・違法性を問うことのない戦争合意無差別論（無差別戦争論）が支配的になっていく。

## 正戦論の再登場

- こうした時代の中で、国家間の戦争抑止の論理となったのは「勢力均衡政策」であった。しかし、19世紀中期における「バックス・ブリタニカ」（英国による平和）に代表されるように、それも西洋列強の軍事力の強大化に歯止めをかける力にはならなかった。むしろ、勢力均衡政策は、近代国家において軍隊（徴兵制）と戦争を生み出す温床となった。
- 第一次世界大戦の惨禍の後、国際連盟は「勢力均衡による平和」から「国際機構による平和」を目指すことになった。そこでは戦争そのものの正当性が問題とされ、正戦論が形を変えて復活することになった。

## 正戦のための条件

## 正戦論

### 戦争への正義

(*ius ad bellum*)

- 正当な理由
- 正当な権威
- 比例性（結果として得られる善が戦争という手段の悪にまさる）
- 最終手段
- 成功への合理的見込み
- 動機の正しさ

### 戦争における正義

(*ius in bello*)

- 区別の原則  
(戦闘員と非戦闘員を区別する)
- 比例性の原則  
(なされた不正を正すのに必要以上の力を行使しない)

## 【参考文献】

- 加藤尚武『戦争倫理学』筑摩書房、2003年。
- 小原克博「戦争論についての神学的考察——宗教多元社会における正義と平和」、『基督教研究』第64巻第1号、2002年。
- Childress, James F., "Just-War Criteria", Richard B. Miller ed., *War in the Twentieth Century: Sources in Theological Ethics*, Louisville: Westminster/John Knox Press, 1992, pp.351-372.
- Johnson, James Turner; Kelsay, John ed., *Cross, Crescent, and Sword: The Justification and Limitation of War in Western and Islamic Tradition*, New York: Greenwood Press, 1990.